⑤国際的な枠組みづくりにおける主導的役割

第１章第２節の３．⑶⑤に掲げる施策のほか、以下の施策を推進する。

貿易と環境

ＷＴＯ、ＯＥＣＤ等において、貿易と環境が相互に便益を増加させるための議論を進めるとともに、ＥＰＡ／ＦＴＡ等の推進に当たっては、ＥＰＡの枠組みを活用した適切な木材貿易の推進等、各分野における環境への配慮がこれらの協定にさらに反映されるよう、一層努めていく。また、これらの協定締結国との間での環境基準の調和の可能性を追求する。

⑵　調査研究、監視・観測等に係る国際的な連携の確保等

①地球環境の調査研究、監視・観測等の推進

第１章第２節の３．⑵④、⑤に掲げる施策のほか、以下の施策を推進する。

全球的な観測システムの構築

国際的な連携により、衛星、地上、海洋観測などの地球観測データや情報システムを統合し、地球全体を対象とした包括的かつ持続的な「全球地球観測システム（ＧＥＯＳＳ）」の構築に向けて、引き続き主体的な貢献を果たす。

②国際的な各主体間のネットワーキングの充実、強化

第１章第２節の３．⑵②、④参照

⑶　多様な主体による活動の推進

第１章第２節の３．⑵参照

４．地域づくり・人づくりの推進

⑴　国土の国民全体による管理の推進と多様な主体による参画の促進

①多様な主体による国土の管理と継承の考え方に基づく取組

第１章第３節第１項の３．⑶①Ａ、②に掲げる施策のほか、以下の施策を推進する。

Ａ．多様な主体による森林整備の促進

国、自治体、森林所有者等の役割を明確化しつつ、地域が主導的役割を発揮でき、現場で使いやすく実効性の高い森林計画制度の定着を図る。所有者の自助努力等では適正な整備が見込めない森林について、針広混交林化や公的な関与による整備を促進する。多様な主体による森林づくり活動の促進に向け、企業・ＮＰＯ・森林所有者等のネットワーク化等による連携・強化を推進する。

Ｂ．環境保全型農業の推進

低投入・循環型農業の実現に向け、化学肥料や農薬の削減技術、養分利用、効率の高い施肥体系、土壌に蓄積された養分を有効活用する管理体系等を確立するなどの取組を進める。

②国土管理の理念を浸透させるための意識啓発と参画の促進

第１章第３節第１項の３．⑶①Ｂに掲げる施策のほか、以下の施策を推進する。

Ａ．森林づくりへの参画の促進

森林づくり活動のフィールドや技術等の提供等を通じて多様な主体による「国民参加の森林づくり」を促進するとともに身近な自然環境である里山林を活用した森林体験活動の機会提供、地域の森林資源の活用や森林の適切な整備・保全に資する「木づかい運動」等を推進する。

Ｂ．公園緑地等における意識啓発

公園緑地等において緑地の保全及び緑化に関する普及啓発の取組を展開する。

⑵　持続可能な地域づくりのための地域資源の活用と地域間の交流等の促進

①地域資源の活用と環境負荷の少ない社会資本の整備・維持管理

第１章第３節第１項の３．⑶②に掲げる施策のほか、以下の施策を推進する。

Ａ．森林資源の活用と人材育成

住宅や公共建築物への地域材の利活用、木質バイオマス資源の活用等による環境負荷の少ないまちづくりを推進する。また、地域の森林・林業を牽引するフォレスター、施業集約化に向けた合意形成を図る森林施業プランナー、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者を育成する。

Ｂ．災害に強い森林づくりの推進

東日本大震災で被災した海岸防災林の復旧・再生や台風等による豪雨で発生した山腹崩壊の復旧など、災害に強い森林づくりの推進により、地域の自然環境等を活用した生活環境の保全や社会資本の維持に貢献する。

Ｃ．景観保全

景観に関する規制誘導策等の各種制度の連携・活用や、各種の施設整備の機会等の活用により、各地域の特性に応じ、自然環境との調和に配慮した良好な景観の保全や、個性豊かな景観形成を推進する。

Ｄ．歴史的環境の保全・活用

古都保存、史跡名勝天然記念物、重要文化的景観、風致地区、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）等の各種制度を活用し、歴史的なまちなみや自然環境と一体をなしている歴史的環境の保全・活用を図る。

②公害防止計画

現に公害が著しく、施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難である地域等について都道府県知事が作成する公害防止計画において位置付けられた、環境基準の達成等に資する事業を実施・推進する。

⑶　環境教育・環境学習等の推進と各主体をつなぐネットワークの構築・強化

第１章第３節第１項の３．⑶③に掲げる施策のほか、以下の施策を推進する。

①社会教育における取組

様々な機関等が連携して住民自らが地域課題を解決していく「仕組みづくり」を推進することなどにより、地域における環境教育の取組を支援する。

②学校教育における取組

環境教育に関する内容の充実を図った新学習指導要領等に基づき、発達の段階に応じた環境教育を行う。また、教員等を対象とする研修を実施し、資質の向上を図るとともに、調査研究等を実施し、環境教育に関する指導内容や指導方法の改善・充実を図る。

③学校施設に関する取組

環境負荷の低減や自然との共生を考慮した施設を整備するとともに、教材として活用し、地域の環境教育の発信拠点とするため、新エネルギー設備の導入や校舎等の断熱性の向上、校庭の芝生化など、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を推進する。

④青少年に関する取組

青少年の自然体験活動を推進するため、家庭や企業等に対する普及啓発や自然体験活動指導者の養成に取り組むとともに、青少年教育施設等と連携した自然体験活動プログラムの実施や自然体験活動を実施する民間団体への助成等を行う。

⑷　東日本大震災からの復旧・復興に関する取組

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、⑴～⑶に掲げる地域づくり・人づくりに係る施策のほか、第２章に掲げる施策を推進する。